

令和5年9月1日

平 田 村

平田村障がい者活躍推進計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第1項に基づき平田村長が策定する障がい者活躍推進計画である。

平田村障がい者活躍推進計画

機 関 名	平田村
任 命 権 者	平田村長
計 画 期 間	令和5年9月1日～令和9年3月31日
障がい者雇用に関する課題及び今後の展望	平田村では、毎年6月に実施される障がい者任免状況通報の報告において、法定雇用率は達成済みであり、障害のある職員が円滑に業務遂行できるよう更なる活躍の推進のために、各部署と連携し働きやすい職場に改善することを目標とする。
目標	
採用に関する目標	【実雇用率】6月1日時点の法定雇用率以上 (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
定着に関する目標	【定着率】不本意な離職者を極力生じさせない。定着率100% (評価方法) 毎年度在籍職員の定着状況を把握
満足度、ワークエンゲージメントに関する目標	【満足度の全体評価】全設問「やや満足」以上の回答割合100% (評価方法) 毎年度在籍している障害のある職員に対してアンケート調査を実施し把握及び管理
取組内容	
障がい者の活躍を推進する体制整備	○障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○必要に応じて、組織内の人的サポート体制（障がい者雇用推進者、支援担当者等）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
障がい者の活躍の基本となる職務の選出・創出	○勤務する障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○人事評価面談の際、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者については、定期的な面談により必要な配慮等の有無を把握することとし、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。
その他	○各関係法律等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。